

千苺浄水場排水処理施設整備事業

入札説明書

平成 31 年 3 月 22 日

神戸市水道局

【 目 次 】

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	公共施設の管理者	2
3	事業の対象	2
4	事業目的	2
5	事業内容	2
6	事業期間	2
7	事業方式	2
第 3	応募に関する条件等	3
1	入札参加者の全体構成	3
2	入札参加者の参加資格要件	4
3	応募に関する留意事項	6
4	選定方法及びスケジュール	7
5	応募手続等	8
6	入札にあたっての留意事項	11
第 4	落札者の選定	13
1	落札者の選定方法	13
2	審査の内容	13
3	審査項目	13
4	審査結果及び評価の公表	13
5	事務局	13
第 5	提示条件	14
1	事業フレーム	14
2	市の支払いに関する事項	14
3	選定事業者の事業契約上の地位	14
4	入札保証金及び契約保証金	14
5	保険	15
6	市と選定事業者の責任分担	17
第 6	事業実施に関する事項	18
1	市による本事業の実施状況の確認	18
2	工事検査・完成検査	18
3	履行義務	18
第 7	契約の考え方	19
1	契約手続き	19
2	契約の概要	19
3	入札価格と契約金額	19
4	疑義が生じた場合の措置	19

第 8	その他	20
1	情報公開及び情報提供.....	20
2	入札説明書等に関する問い合わせ先.....	20

別紙

- 1 リスク分担表
- 2 現地見学会の実施概要及び留意事項
- 3 サービス対価について

第1 入札説明書の定義

この「千苧浄水場排水処理施設整備事業 入札説明書」（以下「入札説明書」といいます。）は、千苧浄水場排水処理施設整備事業（以下「本事業」といいます。）に係る設計・施工・運転管理を一体的に実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するにあたり、参加要件のほか、技術提案に係る審査・評価方法等の諸条件及び手続き等を定めるものです。

別添資料の「要求水準書」、「落札者決定基準」、「様式集」、及び「事業契約書(案)」は、入札説明書と一体のものとしてします。

第2 事業の概要

1 事業名称

千苧浄水場排水処理施設整備事業

2 公共施設の管理者

神戸市水道事業管理者 広瀬 朋義

3 事業の対象

選定事業者は、神戸市水道局（以下「市」といいます。）千苧浄水場（神戸市北区道場町）の排水処理施設を本事業の対象として、再整備し、運転管理等を行うものとします。

4 事業目的

本事業は、市の水道事業における浄水処理を安定的に継続させるため、千苧浄水場の排水処理施設の更新事業を、民間の技術やノウハウを活用して、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するもので、整備期間や財政負担等の縮減、効率化を図ることを目的としています。

5 事業内容

選定事業者は、次の業務を行うものとします。

(1) 設計業務

- ① 設計のための現況調査業務
- ② 施工に係る設計業務（各対象設備・構造物の一般図の作成，設計図書の作成等）
- ③ その他，付随する業務（調整，報告，申請，検査等）

(2) 施工業務

- ① 施工業務（排水処理施設の更新に伴う必要なすべての工事を含みます。）
- ② その他，付随する業務（調整，報告，申請，検査等）

(3) 運転管理業務

- ① 排水処理施設の運転及び日常点検業務
- ② その他，付随する業務（調整，報告，運転管理業務計画作成等）

(4) その他事業実施に必要な業務

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（平成 31 年 9 月を予定）から、平成 49 年 3 月 31 日までとします。

7 事業方式

本事業は、対象となる排水処理施設の更新及び更新後の運転管理業務を行うにあたり、技術提案内容、工事費等を総合的に評価し、事業者を選定する DBO 方式（Design Build Operate）により実施します。

第3 応募に関する条件等

1 入札参加者の全体構成

(1) 入札参加者の定義

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」といいます。）の構成については、次のとおりとします。

- ① 入札参加者は、本事業を実施することを表明する企業により構成されるグループとします。ただし、「第3 2(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件」を満たす場合は、単独企業でも参加できるものとします。
- ② 入札参加者は、市の求める排水処理施設の更新及び運転管理業務を遂行することができる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されることとします。
- ③ 本事業の入札参加者は、排水処理施設等の設計業務を行う企業（以下「設計企業」といいます。）、排水処理施設等の施工業務を行う企業（以下「施工企業」といいます。）、排水処理施設等の運転管理業務を行う企業（以下「運転管理企業」といいます。）により構成されることとします。
- ④ 入札参加者は、入札参加表明及び入札参加資格確認申請に関する提出書類（以下「入札参加表明書等」といいます。）の提出時に構成企業について明らかにすることとします。
- ⑤ 入札参加者の構成企業の追加及び変更は原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、代表企業を除き、変更することができるものとします。

(2) 代表企業の選定

- ① 入札参加者は、構成企業の中からあらかじめ代表企業を定め、入札参加表明書等にて明らかにするものとします。
- ② 代表企業は、本入札への入札参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うものとします。
なお、構成企業が負担する責任の詳細な内容については、事業契約書(案)によるものとします。

(3) その他

- ① 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないものとします。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げません。その場合は、事前に市の承諾を得るものとします。
- ② 選定された入札参加者の構成企業は、選定後速やかに契約の締結に向けた協議

を行うものとします。

2 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の共通参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次のいずれにも該当しない者とします。

- ① 市の指名停止処分を受けている者（資格確認申請書の提出日から落札者決定までの期間）。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤ 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
- ⑧ 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

(2) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとします。

- ① 「排水処理施設等の設計業務」を行う構成企業の要件
 - ア 常勤の自社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があり、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士「上下水道部門」の資格を有する者を管理技術者として業務期間中配置で

きること。

- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ウ 平成 30・31 年度神戸市物品等競争入札参加資格者名簿又は工事請負競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登録されていること。

② 「排水処理施設等の施工業務」を行う構成企業の要件

- ア 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 資格者名簿の「機械器具設置」、「電気専門」、「水道施設」、「建築一般」のいずれかに登録されていること。
- ウ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「機械器具設置」及び「水道施設」の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- エ 構成企業のうちの少なくとも 1 企業は、平成 16 年度以降に、水道施設において、公称処理能力 1 万 m³/日以上浄水場における浄水汚泥の排水処理施設に係る整備（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）の履行実績を有していること。

③ 「排水処理施設等の運転管理業務」を行う構成企業の要件

- ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- イ 資格者名簿の「機械器具設置」、「水道施設」のいずれかに登録されていること。
- ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「機械器具設置」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- エ 平成 16 年度以降に連続して 2 年以上の期間、水道施設において、排水処理施設の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第 25 事業内容」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとします。ただし、その場合は、「第 3 2 (2) 業務を遂行する構成企業に関する参加要

件」を満たすものとしします。

(4) 構成企業以外の企業への再委託についての要件

構成企業は、「排水処理施設等の設計業務」、「排水処理施設等の施工業務」、「排水処理施設等の運転管理業務」については、業務の一部に限って、構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を構成企業以外の企業に再委託する、又は請け負わせることができないものとしします。

構成企業以外の企業に業務の一部を再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとしします。

なお、「排水処理施設等の施工業務」に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとしします。

(5) 入札参加表明書等の受付日以降の取扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、入札参加表明書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は次のとおりとしします。

- ① 入札参加表明書等の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該構成企業を含む入札参加者は原則として失格としします。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除きます。）の変更ができるものとしします。
- ② 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は当該構成企業を含む入札参加者と契約を締結しない、又は契約を解除することがあります。これにより、契約を締結しない、又は契約を解除しても、市は一切責を負いません。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承諾した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除きます。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と契約を締結できるものとしします。

3 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類等の提出をもって、入札説明書等（入札説明書の他に「要求水準書」、「落札者決定基準」、「様式集」、「事業契約書(案)」を含みます。）の記載内容を承諾したものとしします。

(2) 費用負担

入札参加者の入札参加にかかる費用は、すべて入札参加者の負担としします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

① 著作権

提出書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとしします。ただし、市は本事業の公表時及びその他市が必要と判断した場合には、入札参加者の同意により無償で使用できることとしします。

また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しません。

なお、提出を受けた書類は返却しません。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法，システム，アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は，原則として入札参加者が負うこととします。ただし，市が，工事材料，施工方法等で指定した場合で，入札説明書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず，入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には，市が費用を負担します。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は，入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできません。

(5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は，1つの提案しか行うことができません。

(6) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更，差替え及び再提出は，市から指示する場合を除き認めません。

(7) 使用言語及び単位，時刻

入札参加及び本事業に関して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時とします。

4 選定方法及びスケジュール

(1) 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定に当たっては，透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで，本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）を採用します。

(2) 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定は，次のスケジュールにより行います。
なお，スケジュールに変更があった場合には，速やかに市ホームページにて公表します。市ホームページのアドレスは，「第8-1 情報公開及び情報提供」を参照してください。以下同様とします。

日 程 (予定)	内 容
平成 31 年 3 月 22 日	入札公告 (入札説明書等の公表)
3 月 28 日	入札説明書等説明会及び現地見学会
5 月 7 日～5 月 17 日	入札説明書等に関する質問の受付
6 月 3 日～6 月 12 日	参加表明書及び資格確認書類の受付
6 月 19 日	資格確認結果の通知
6 月 24 日～7 月 3 日	入札書, 提案書の受付
8 月	落札者の決定
9 月	事業契約の締結

5 応募手続等

(1) 入札公告 (入札説明書等の公表)

市は、入札公告と同時に、市ホームページにおいて入札説明書等を公表します。なお、次の書類については、CD-R により直接希望者に貸与しますので、希望者は下記の貸与場所に受け取りに来てください。各社 1 部とします。

市が貸与する資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意するものとします。

また、事業者は、貸与された資料を本事業に係る業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに返却するものとします。貸与された資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時までにはすべて廃棄することとします。

返却の方法については別途、指示することとします。

① 貸与書類

次の書類を希望者に直接貸与します。

- ア 排水処理施設既設図面 (一般図, 配置図, 伝送路線図等)
- イ 既設完成図書類
- ウ 浄水場ボーリングデータ
- エ 排水処理施設運転年報 (平成 25 年～29 年)
- オ 排水処理施設維持管理業務委託仕様書 (平成 30 年度別途契約分)

※資料の内容と実際の状況との整合について市が保証するものではありません。

- ② 貸与期間 平成 31 年 3 月 25 日(月)～平成 31 年 4 月 5 日(金) 午後 5 時まで
- ③ 貸与場所 神戸市水道局事業部施設課
- ④ 返却場所 同上

(2) 入札説明書等説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を、次のとおり開催します。

なお、多数の参加希望者があった場合は、開催場所及び開催時刻の変更を行うことがあります。

- ① 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日(木) 午後 2 時から

- ② 開催場所 千苧浄水場 北神浄水事務所 1 階会議室
〒651-1503 神戸市北区道場町生野 780
- ③ 参加者 本事業に参加を希望する民間事業者とし、1 社 3 名までとします。
- ④ 申込方法 「入札説明書等説明会参加申込書」(様式集 様式 0-1) に、必要な事項を記載のうえ、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください。
なお、メールタイトルには「入札説明書等に関する説明会申込(会社名)」と明記してください。
また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行ってください。
- ⑤ 申込先 「第 8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照
- ⑥ 申込期限 平成 31 年 3 月 27 日(水) 午後 5 時まで
- ⑦ 留意事項 説明会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参してください。

(3) 現地見学会の申込み・実施

入札に参加しようとする民間事業者を対象に、現地見学会を実施します。現地見学の手続き及び留意事項等の詳細は別紙 2「現地見学会の実施概要及び留意事項」を確認してください。

- ① 開催日時 平成 31 年 3 月 28 日(木) 午後 3 時から
- ② 開催場所 千苧浄水場 対象施設において開催します。
- ③ 申込方法 可能な限り入札参加者の組成を予定している複数者で、「現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-2) により電子メールで申し込んでください。
なお、メールタイトルには「現地見学会に関する申込(会社名)」と明記してください。また、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行ってください。
- ④ 申込先 「第 8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照
- ⑤ 申込期限 平成 31 年 3 月 27 日(水) 午後 5 時まで
- ⑥ 留意事項 現地見学会当日は資料を配布しないため、各参加者において持参してください。見学には身分証明書を提示のうえ入場し、施設内では企業名を記載した腕章又は名札を着用してください。
また、浄水場内維持管理作業等に支障のないよう留意してください。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、質問及び回答の公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問を下記により受け付けます。

また、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

① 受付期間 平成 31 年 5 月 7 日(火)～平成 31 年 5 月 17 日(金) 午後 5 時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書」(様式集 様式 1-1)に記入し社印を押印して、郵送又は持参(記入したデータは必ず CD-R 等の記録媒体に記録し、それを提出すること。)してください。

③ 提出先

「第 8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照

④ 回答方法

質問に対して、市ホームページで公表します。

なお、質問者名は公表しないものとします。

(5) 入札参加表明書等の受付

本事業への入札参加希望者は、入札参加表明書の受付に併せて、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の確認を受けなければなりません。

なお、提出する書類の詳細は様式集を参照してください。

① 提出期間 平成 31 年 6 月 3 日(月)～平成 31 年 6 月 12 日(水) 午後 5 時まで

② 提出方法 持参により提出してください。

入札参加表明書等(様式集 様式 2-1～2-9)を A4 ファイルに綴り、表には「千苧浄水場排水処理施設整備事業に係る入札参加表明書」、「代表企業名」を記載してください。

③ 提出先 「第 8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照

(6) 資格確認通知書の発送

市は、資格審査として、参加資格確認基準日(参加資格確認通知日)をもって、入札参加希望者から提出された資格確認申請書類により参加資格の有無について確認を行います。

市は、資格審査を行った結果を平成 31 年 6 月 19 日(水)までに入札参加希望者に通知します。

なお、資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができます。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(7) 入札書等及び事業提案書等の受付

入札参加者は、本事業の入札価格に関する書類(様式集 様式 4-1～4-4)(以下「入札書等」といいます。)、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する

る提案書及びその他関連書類等（以下「事業提案書等」といいます。）を次の要領により市に提出してください。入札書等及び事業提案書等の作成方法については、様式集に従ってください。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合があります。

また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、事業提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱います。

① 入札書等の提出方法

ア 受付期間 平成31年6月24日(月)～平成31年7月3日(水)

イ 提出方法 持参により提出してください。

入札書等（様式集 様式4-1～4-4）を封筒に入れ密封し、表には「千苺浄水場排水処理施設整備事業 入札書在中」と朱書きしてください。

ウ 提出先 「第8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照

② 事業提案書等の提出方法

ア 受付期間 平成31年6月24日(月)～平成31年7月3日(水)

イ 提出方法 持参により提出してください。

提案書等(様式集 様式5-1～7-5)をA4パイプファイルに綴り、表には「千苺浄水場排水処理施設整備事業 提案書」、「代表企業名」を記載してください。

ウ 提出先 「第8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照

6 入札にあたっての留意事項

(1) 一般的注意事項

入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反する行為を行ってはなりません。

なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとります。

(2) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加表明書等提出後、入札日までに不渡手形又は不渡小切手を出した構成企業を抱える入札参加者が行った入札
- ② 入札参加表明書等に記載された代表企業の代表者以外の者が行った入札
- ③ 参加資格のない者又は資格確認通知書を受理しなかった者の入札
- ④ 委任状が提出されていない代理人の入札
- ⑤ 2人以上の者が同一の者の代理をした入札
- ⑥ 入札者が他の入札者の代理をした入札
- ⑦ 入札者が談合した入札
- ⑧ 記名押印を欠いた入札
- ⑨ 入札金額を訂正した入札
- ⑩ 入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- ⑪ 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札

- ⑫ 電送及び電話による入札
- ⑬ その他入札に関する条件に違反した，又は執行者の指示に従わなかった者の入札

(3) 予定価格

予定価格は次のとおりです。市の算定根拠は公表しません。
2,000,000,000 円（消費税及び地方消費税を含みません。）

(4) 入札辞退に関する提出書類

参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集 様式 3-5）を提出してください。

- ① 提出方法 持参により提出してください。
- ② 提出先 「第 8 2 入札説明書等に関する問い合わせ先」を参照

第4 落札者の選定

1 落札者の選定方法

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）によるものとします。

2 審査の内容

評価委員会において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、排水処理施設整備等に係る対価等による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者を選定します。また、審査の過程において市からヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングの詳細（実施時期、場所等）については、別途、入札参加者の代表企業に対して通知を行う予定です。

なお、落札者を選定するまでの間に、入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には選定しません。

3 審査項目

審査項目は、別添資料「落札者決定基準」を参照してください。

4 審査結果及び評価の公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「落札者」、「入札参加者」及び「審査結果」等について市ホームページを通じて公表します。

(1) 落札者の公表

市が落札者を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否を書面にて通知するとともに、審査の結果は市ホームページを通じて公表します。

(2) 落札の無効

神戸市契約規則第 12 条に定めるもののほか、入札参加資格確認申請書兼誓約書及びその他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は無効とします。

(3) 審査結果の公表

市は、落札者決定後に審査結果を公表します。

5 事務局

落札者選定に係る事務局は、次のとおりとします。

神戸市水道局事業部施設課

第5 提示条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

入札説明書等，事業者提案書類その他市と選定事業者で合意した内容の業務を確実に行ってください。

(2) 協議事項

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，法令の改正等により，法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は，それによることとします。

② 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり，財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は，市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めます。

2 市の支払いに関する事項

市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い，選定事業者からの請求を受けてから30日以内に一括して支払います。

なお，支払方法の詳細については，別紙3「サービス対価について」を参照してください。

(1) 設計・施工等のサービス対価

排水処理施設等の設計・施工のサービス対価については，施設等整備完了後に一括して支払います。

なお，前払いは行いません。

(2) 運転管理のサービス対価

運転管理のサービス対価については，運転管理業務を開始した年度から事業期間の終了まで年2回（上期・下期）ずつ支払います。

3 選定事業者の事業契約上の地位

市の承諾がある場合を除き，選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはなりません。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金

① 契約保証金として，次のア及びイの合計金額を事業契約締結時に納付してください。

ア 施設整備費相当額の10%以上

- イ 一事業年度の運転管理費相当額の 10%以上
- ② 契約保証金の納付に代えて、次の方法も可能とします。
 - ア 契約保証金が免除される場合
 - (ア) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約に係る保証証券を市へ提出してください。）
 - イ 契約保証金納付に代わる担保を提供する場合
 - (ア) 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（額面金額の 80%に相当する金額が上記アに規定する契約保証金額以上であることを要します。）
 - (イ) 設計・施工業務又は運転管理業務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は保証事業会社の保証
- ③ 上記①アに規定する契約保証金又はその代替となるものは、施設引渡し後に返還します。
- ④ 上記①イに規定する契約保証金又はその代替となるものは、本件契約の終了後に返還します。
- ⑤ 履行保証保険付保の場合は、複数の保険の付保も可とし、保険期間は複数の保険の保険期間によって契約締結日から事業終了時までを満たし、その間に空白期間がないものとします。これらの付保により、上記①に規定する契約保証金額以上が補償されることを要します。

5 保険

選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、次の要件を満たす保険契約を締結してください。

なお、事業者提案書類において要件以上の提案をした場合には、選定事業者はその提案内容の保険契約を締結するものとします。

また、次の保険契約に加えて、他の種類の保険契約を締結することを提案した場合には、選定事業者が提案した保険も併せて加入するものとします。

(1) 施工期間

- ① 設備工事保険
 - ア 保険契約者 選定事業者又は選定事業者から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
 - イ 被保険者 選定事業者及び選定事業者から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
 - ウ 保険の対象 排水処理施設等の施工工事
 - エ 保険期間 工事着手予定日を始期とし、排水処理施設等の引渡し予定日を終期とします。
 - オ 保険金額 施工工事費
 - カ 補償する損害 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
 - キ 免責金額 1 事故あたり 100,000 円以下

ク その他 市を追加被保険者としてください。

② 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

ア 保険契約者	選定事業者又は選定事業者から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
イ 被保険者	選定事業者及び選定事業者から排水処理施設等の施工業務を請け負った者
ウ 保険期間	工事着手予定日を始期とし、排水処理施設等の引渡し予定日を終期とします。
エ てん補限度額	身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償－1事故あたり1億円以上
オ 補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
カ 免責金額	1事故あたり100,000円以下
キ 特約条項付帯	被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）
ク その他	市を追加被保険者としてください。

(2) 運転管理期間

① 第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

ア 保険契約者	選定事業者又は選定事業者から排水処理施設等の運転管理業務を請け負った者
イ 被保険者	選定事業者及び選定事業者から排水処理施設等の運転管理業務を請け負った者
ウ 保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
エ 保険期間	運転管理日を始期とし、運転管理終了日を終期とします。
オ てん補限度額	身体賠償－1名あたり1億円、1事故あたり10億円以上 財物賠償－1事故あたり1億円以上
カ 免責金額	1事故あたり100,000円以下
キ 特約条項付帯	被保険者間交差責任担保特約条項（Both-way）
ク その他	市を追加被保険者としてください。

(3) 留意事項

- ① 選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく市に提示してください。
- ② 選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができません。
- ③ 選定事業者（選定事業者との間で契約を締結する業務担当企業を含みます。）は、保険の有無に係らず、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故等については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担してください。

6 市と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものです。選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が責任を負うものとします。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、別紙1「リスク分担表」及び事業契約書(案)及び入札説明書等を踏まえた選定事業者による事業者提案書類によるものとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行ってください。

(3) 事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

なお、市が考える措置の詳細については、事業契約書(案)に示します。

① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約において定められたサービス水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがあります。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解除することがあります。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することがあります。

市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行います。

② 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

この場合には、市は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

③ いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。

第6 事業実施に関する事項

1 市による本事業の実施状況の確認

市は、事業の実施状況について、選定事業者が定められた業務を確実にを行い、要求水準書に規定された要求水準を達成しているかを確認します。確認に要する費用のうち、選定事業者が行う作業等に必要な費用は、選定事業者の負担とします。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とします。

市が要求水準に適合しないと判断した場合には、市は選定事業者に改善を求めることができ、選定事業者は自らの負担により、これに応じなければならないものとします。

2 工事検査・完成検査

(1) 工事検査

選定事業者は、市に対して工事検査及び試運転の結果を、工事検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告することとします。

(2) 完成検査

市は、選定事業者による前項の工事検査及び試運転の終了後、選定事業者立会いの下で完成検査を実施します。選定事業者は、工事記録及び完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出することとします。

なお、検査の結果、入札説明書等、事業者提案書類に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、市は選定事業者に補修又は改造を求めることができ、選定事業者は自らの負担により、これに応じなければならないものとします。

3 履行義務

総合評価においては、評価の対象となる技術提案等は落札者決定の要素の一つであり、競争入札の公平性を確保するため、原則として落札者の提案した技術提案は評価された内容だけでなく、全ての内容が履行義務となります。ただし、適切でないと認めた項目については、この限りではありません。

第7 契約の考え方

1 契約手続き

落札者と市は、事業契約書の内容について協議を行い、平成31年9月下旬までに合意を得て契約を締結するよう努めるものとします。ただし、原則として事業契約書(案)、その他入札説明書等で示した内容及び事業者提案書類の内容を変更できないことに留意してください。

2 契約の概要

事業契約は、事業契約書(案)及び提案内容に基づき締結するものであり、選定事業者が遂行すべき設計・施工業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定めます。

3 入札価格と契約金額

落札者が提案した入札金額(落札金額)に消費税率を乗じた額を加えた額を契約金額とします。

4 疑義が生じた場合の措置

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとします。

また、事業契約等に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第8 その他

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行います。

本事業に係るホームページ

http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/water/sen_wwt.html

2 入札説明書等に関する問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先及び応募書類等の提出先は、次のとおりです。
なお、問い合わせに対する回答については、ホームページに掲載します。

担当	神戸市水道局事業部施設課
住所	〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 (神戸市役所 4 号館 8 階)
電話	078-322-5905
FAX	078-322-6174
E-mail	suidoudenki@office.city.kobe.lg.jp

リスク分担表

[リスク分担凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書に誤りや市の理由による変更に関するもの	○	—	
制度関連リスク	法令変更リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更，新たな規制立法の成立等	○ ※1	—
		3	本事業のみならず，広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	—	○
		4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	—
	税制変更リスク	5	法人税に関する変更	—	○
		6	消費税，法人税以外で，本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	—
		許認可等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○
	8		業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延	—	○
	政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ，施設統廃合，その他）等による事業への影響	○ ※2	—
	社会リスク	住民対応リスク	10	施設（設備）の設置及び事業方針に関する住民反対運動，訴訟，要望等への対応	○
11			選定事業者が行う調査，建設に関する近隣住民の訴訟，苦情，要望等への対応	—	○
環境リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音，振動，臭気，有害物質の排出等）に関する対応	—	○
第三者賠償リスク		13	選定事業者の行う業務に起因する事故，事業者の維持管理業務の不備に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合	—	○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	—
不可抗力リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，落雷等の自然災害，及び，戦争，暴動その他の人為的な事象による設備等の損害によるもの	○ ※3	△ ※3	
経済リスク	資金調達リスク	16	事業に必要な資金の確保	—	○
	物価変動リスク	17	設計・建設段階の物価変動（施設の整備費に関するもの）	— ※4	○ ※4
		18	運転管理段階の物価変動（施設の運転管理費に関するもの）	— ※4	○ ※4
	金利変動リスク	19	金利の変動に関するもの	—	○

■設計・施工段階

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		20	市が提供する施設図面等に重大な誤りがあった場合	○	－
		21	選定事業者が実施した測量，調査等に不備があった場合	－	○
		22	選定事業者が実施した測量，調査の結果，既存施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	－
計画リスク	設計リスク	23	選定事業者が実施した設計に不備があった場合	－	○
	計画変更リスク	24	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	－
工事リスク	工事費増加リスク	25	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加	－	○
		26	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	－
	工期遅延リスク	27	選定事業者の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	－	○
		28	市の責めに帰すべき事由により，契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	－
要求性能未達リスク		29	工事完了後，公共側の検査で要求性能に不適合の部分，施工不良部分が発見された場合	－	○
技術進歩リスク		30	計画・建設段階における技術進歩に伴い，設備の内容に変更が必要となる場合	○	－

■ 運転管理段階

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
			市	事業者	
技術進歩リスク	31	計画・建設段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合	○	－	
運転管理リスク	32	事業者の行う運転管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合	－	○	
	33	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	－	
		34	設備機器の通常劣化等による性能の低下	○	－
	35	事業期間中に設備の瑕疵が発見された場合	－	○	
	36	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による運転管理費の増加	○	－	
		37	市の要因以外の要因による運転管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）	－	○
	38	設備の劣化に対して、事業者が適切な運転管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	－	○	
		39	市の責めにより設備が損傷した場合	○	－
		40	事業者の責めにより設備が損傷した場合	－	○

【注釈】

- ※1 環境関連の基準等変更によって導入機器への要求仕様が変更となった場合等については、基本的に市が負担しますが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付けるものとします。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、施設統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。
- ※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合又は、第三者に損害が発生し市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とします。より詳細な負担方法については、事業契約書(案)によります。
- ※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書(案)によります。

現地見学会の実施概要及び留意事項

入札説明書 第 3 5 (3) に基づく現地見学の実施に関する要領及び留意事項は次のとおりです。

1 現地見学対象施設

千苺浄水場 排水処理施設

2 現地見学会の実施概要

(1) 期間

平成 31 年 3 月 28 日(木) 午後 3 時～5 時

(2) 見学対象箇所

排水処理施設等を設置する対象室内，建屋周り，敷地周り，関連設備の状況等を見学対象とします。

3 現地見学会の申込み

(1) 参加申込方法

- ① 現地見学の参加には，現時点で入札参加を予定しているグループ単位で申込みを行ってください。
- ② 「現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-2) により，電子メール（ファイル添付）により申込みを行ってください。

(2) 申込書の記入方法

- ① 「現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-2) は，現時点で入札参加を予定しているグループ単位で作成し，代表となる企業及びその他の参加企業の担当者の連絡先等を記入してください。
- ② 「現地見学会参加申込書」(様式集 様式 0-2) には，見学において希望する見学者数と駐車台数を記入してください。

(3) 現地見学当日の留意事項

- ① 指定日時を厳守のうえ，現地に集合してください。
- ② 車で来場される場合には，指定された場所に駐車してください。ただし，入場できる台数に限りがあるため，各グループにおいては各社乗り合いのうえ，可能な限り少ない台数となるよう協力してください。各グループあたりの台数については，市と調整することとします。
- ③ 施設敷地内は全面禁煙です。その他，水道事業維持管理作業等に支障ないよう留意してください。
- ④ 現地見学時，施設敷地内では企業名を記載した腕章又は名札等を着用し，身分証明書を提示してください。
- ⑤ 見学時に必要となるものは，各自で用意してください。
- ⑥ 見学に当たっては，必ず市の指示に従ってください。
- ⑦ 本事業に関連する施設のカメラ等による撮影は可能とします。ただし，撮影した写真等は本事業以外には利用しないでください。

サービス対価について

1 サービス対価の構成

市が選定事業者に対して支払うサービス対価は、次に示す設計・施工等のサービス対価と、運転管理のサービス対価により構成されます。

設計・施工等のサービス対価は、排水処理施設等の設計業務、施工業務に係る費用とします。運転管理のサービス対価は、排水処理施設の運転管理業務に係る費用とします。

サービス対価	費用	内容
設計・施工等のサービス対価	施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設等の設計に係る費用 ・排水処理施設等の施工に係る費用 ・その他施設整備に関して必要な費用 等
運転管理のサービス対価	運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設の運転管理に係る費用 ・その他運転管理を行うために必要となる費用 等

2 サービス対価の支払い方法

各サービス対価については、下記規定により算出のうえ、割賦金利以外の部分に対して消費税及び地方消費税を加算してサービス対価を支払います。

(1) サービス対価1（施設整備費相当一括支払額）

設計・施工等のサービス対価として、排水処理施設の完成検査合格後、市は事業者から請求を受けた日から30日以内一括して支払います。

(2) サービス対価2（運転管理費相当額）

運転管理費相当額は、平成34年度の運転管理費相当分から支払うこととし、以降、運転管理運営期間にわたり、モニタリングのうえ、毎年度半期ごとに支払います。

平成34年度上期分の運転管理費相当額は、完成検査合格後に運転管理業務を開始する平成34年4月から平成34年9月分までの期間にかかる分を支払うものとします。これ以降は、上期分は当該年度の4月から9月までの6か月分の運転管理費を、下期分は当該年度の10月から3月までの6か月分の運転管理費を支払うものとします。

各半期業務終了後、市によるモニタリング（業務実績報告書の確認）の後、市は事業者から請求を受けた日から30日以内に支払います。詳細は、事業契約書（案）を参照してください。

3 サービス対価等の改定方法

(1) サービス対価1の改定

ア 物価変動に基づく改定

サービス対価1は改定を行いません。

イ 消費税法変更に基づく改定

サービス対価1に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づ

いて算出します。

(2) サービス対価 2 の改定

ア 物価変動に基づく改定

(ア) 平成 34 年度のサービス対価 2 の改定

平成 32 年(平成 32 年 1 月～平成 32 年 12 月)の次に示す指標と、平成 33 年(平成 33 年 1 月～平成 33 年 12 月)のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、平成 34 年度のサービス対価 2 を、次の算式に基づいて改定します。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」 －産業廃棄物処理－(物価指数統計月報・ 日本銀行調査統計局)	$P_{34}' = P_{34} \times (I_{33} / I_{32})$ ただし $ (I_{33} / I_{32}) - 1 \geq 3.0\%$ $P_{34} : \text{入札提案時の平成 34 年度のサービス対価 2}$ $P_{34}' : \text{改定後の平成 34 年度のサービス対価 2}$ $I_{32} : \text{平成 32 年 1 月～12 月の指標の年平均値}$ $I_{33} : \text{平成 33 年 1 月～12 月の指標の年平均値}$

(イ) 平成 35 年度以降のサービス対価 2 の改定

平成 35 年度以降については、前回改定時((イ)の改定が行われなかった場合は、平成 32 年とする。)の指標の平均値と、前年のそれとを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、当該年度のサービス対価 2 を、次の算式に基づいて改定します。

使用する指標	価格改定の算式
「消費税を除く企業向けサービス価格指数」 －産業廃棄物処理－(物価指数統計月報・ 日本銀行調査統計局)	$P_t' = P_t \times (I_{t-1} / I_s)$ ただし $ (I_{t-1} / I_s) - 1 \geq 3.0\%$ $P_t : \text{前回改定時の当該年度 (t 年度) のサービス対価 2}$ $P_t' : \text{改定後の当該年度のサービス対価 2}$ $I_{t-1} : \text{前年 1 月～12 月の指標の年平均値}$ $I_s : \text{前回のサービス対価 2 改定の基礎となった年の 1 月～12 月の指標の年平均値}$

イ 消費税法変更に基づく改定

サービス対価 2 に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出します。

ウ その他

改定後のサービス対価 2 の円未満の部分は切り捨てます。